



市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在): 四国地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)					備考					当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量(m ³ /月)	基本料金(税込)(円/月)	従量単価の増率(最大/最小)		合併時に統一	統一しない	当面統一しない	H19年度当初まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
徳島県	36482	三好町	36489	東みよし町	H18.3.1	10	1,155	1.0			1					
徳島県	36486	三加茂町				10	1,365	1.0								
徳島県	36481	三野町	36208	三好市	H18.3.1	-	-	-				1			1	
徳島県	36483	池田町				-	-	-								
徳島県	36484	山城町				-	-	-								
徳島県	36485	井川町				-	-	-								
徳島県	36487	東祖谷山村				-	-	-								
徳島県	36488	西祖谷山村				-	-	-								
徳島県	36204	阿南市				10	787	1.7								
徳島県	36361	那賀川町	36204	阿南市	H18.3.20	10	1,029	1.0		1						
徳島県	36362	羽ノ浦町	10	630	1.0											
徳島県	36384	海南町	36388	海陽町	H18.3.31	10	840	1.0				1			1	
徳島県	36385	海部町				20	2,572	1.0								
徳島県	36386	穴喰町				10	735	1.0								
徳島県	36387	美波町				10	1,680	1.0								
徳島県	36381	由岐町	36387	美波町	H18.3.31	-	-	-								
徳島県	36382	日和佐町				-	-	-								
香川県	37201	高松市	37201	高松市	H17.9.26	-	1,050	6.0	1							
香川県	37361	塩江町	37202	丸亀市	H17.3.22	10	1,050	1.5	1							
香川県	37202	丸亀市				10	1,050	1.5								
香川県	37384	綾歌町				10	1,050	1.5								
香川県	37385	飯山町				10	1,050	1.5								
香川県	37304	津田町				10	1,050	1.5								
香川県	37305	大川町				10	1,050	1.5								
香川県	37306	志度町				10	1,050	1.5								
香川県	37307	寒川町	10	1,050	1.5											
香川県	37308	長尾町	10	1,050	1.5											
香川県	37205	観音寺市	37205	観音寺市	H17.10.11	~5	1,155	1.0				1	1			
香川県	37424	大野原町				6~8	1,312									
香川県	37428	豊浜町				9~10	1,459									
香川県	37421	高瀬町	37208	三豊市	H18.1.1	10	1,890	1.0				1			1	
香川県	37422	山本町				10	1,890	1.0								
香川県	37423	三野町				10	1,890	1.0								
香川県	37425	豊中町				10	1,155	1.2								
香川県	37426	詫間町				10	1,155	1.2								
香川県	37427	仁尾町				10	1,890	1.0								
香川県	37429	財田町				10	1,890	1.0								
香川県	37201	高松市	37201	高松市	H18.1.10	-	1,050	6.0				1			1	
香川県	37342	牟礼町				-	1,050	6.0								
香川県	37343	庵治町				-	1,050	6.0								
香川県	37362	香川町				-	1,050	6.0								
香川県	37363	香南町				-	1,050	6.0								
香川県	37383	国分寺町	-	1,050	6.0											
香川県	37401	琴南町	37406	まんのう町	H18.3.20	10	1,680	1.0	1							
香川県	37402	満濃町				10	1,680	1.0								
香川県	37405	仲南町				10	1,680	1.0								
香川県	37381	綾上町	37387	綾川町	H18.3.21	10	1,680	1.2	1							
香川県	37382	綾南町				10	1,680	1.2								
香川県	37321	内海町	37324	小豆島町	H18.3.21	6	1,134	1.5				1			1	
香川県	37323	池田町				10	600	1.0								
香川県	37323	池田町				10	1,575	1.0								
香川県	37323	池田町				¥1050(家族5人まで) /¥105(5人超1人あたり)	1.0	1.0								

市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在): 四国地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)													
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m ³ /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単価の 逓増率(最大/最小)	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H19年度当初まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定
愛媛県	38201	松山市	38201	松山市	H17.1.1	-	800	10.4	上水道は当面両市の現行料金を存続しH20.4.1を目的に統一。簡易水道は当面現行の料金を存続。松山市簡易水道が公営企業法全部適用の時点で、各地区の料金原価や収支状況分析、公費負担検討を行い、料金を見直す。							
愛媛県	38211	北条市				8	882	1.3								
愛媛県	38363	中島町				8	798	1.2								
愛媛県	38202	今治市	38202	今治市	H17.1.16	10	735	1.4		1						
愛媛県	38341	朝倉村														
愛媛県	38342	玉川町														
愛媛県	38343	波方町														
愛媛県	38344	大西町														
愛媛県	38345	菊間町														
愛媛県	38346	吉海町														
愛媛県	38347	宮窪町														
愛媛県	38348	伯方町														
愛媛県	38353	上浦町														
愛媛県	38354	大三島町														
愛媛県	38355	関前村														
愛媛県	38203	宇和島市														38203
愛媛県	38481	吉田町	8	735	1.0											
愛媛県	38482	三間町	8	1,680	1.2											
愛媛県	38486	津島町	8	1,260	1.0											
愛媛県	38210	伊予市	38210	伊予市	H17.4.1	10	890	1.6	上水道料金は現行どおりとする。簡易水道料金は合併時に調整する。ただし、地元管理の水道料金は、新市において統一するよう努める。			1			1	
愛媛県	38404	中山町				10	1,150	1.6								
愛媛県	38405	双海町				10	630	1.0								
						10	1,050	1.0								
						均一年間¥8,000										
愛媛県	38208	川之江市	38213	四国中央市	H16.4.1	10	1,420	1.3		1						
愛媛県	38209	伊予三島市														
愛媛県	38301	新宮村														
愛媛県	38302	土居町														
愛媛県	38349	魚島村	38356	上島町	H16.10.1	2	530	3.4	現行のとおり。		1					
愛媛県	38350	弓削町														
愛媛県	38351	生名村														
愛媛県	38352	岩城村														
高知県	39382	池川町	39387	仁淀川町	H17.8.1	8	520	1.0		1						
高知県	39384	吾川村														
高知県	39409	仁淀村														
高知県	39401	中土佐町	39401	中土佐町	H18.1.1	10	520	1.0	水道料金は中土佐町の例による。	1						
高知県	39406	大野見村														
高知県	39323	土佐山田町	39212	香美市	H18.3.1	10	840	1.0	水道料金は、左記のとおり徴収。ただし、合併後3年を目的に新市において見直しを検討する。	1						
高知県	39326	香北町														
高知県	39328	物部村														
高知県	39321	香南市	39211	香南市	H18.3.1	10	930	1.1	水道使用料、新設分担金、量水器使用料、水道関係手数料及び賦課徴収については、合併までに調整し、統合する。(上水道、簡易水道別に統一)		1					
高知県	39322	香我美町														
高知県	39324	野市町														
高知県	39325	夜須町														
高知県	39327	吉川村														
高知県	39421	佐賀町	39428	黒潮町	H18.3.20	10	840	1.0	水道料金は、当面左記のとおり。相違があるものについては、合併後3年をめどに調整を図る。			1		1		
高知県	39422	大方町				10	1,543	1.0								
高知県	39423	窪川町				10	892	1.0								
高知県	39404	窪川町	39412	四万十市	H18.3.20	10	850	1.0	窪川町の上水道事業及び3町村で行っている簡易水道事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。水道料金及びメーター使用料は窪川町の例により合併時に統一する。H19.5月検針分より統一。			1	1			
高知県	39422	大正町														
高知県	39425	十和村														